

を次のように改正する。

第14条第1項第3号のイ中「幼稚園」を「幼稚園、幼保連携型認定こども園」に、「及び」を「、中等教育学校及び」に改める。

(長野県営運動場の利用料金に関する規則の一部改正)

第2条 長野県営運動場の利用料金に関する規則(昭和46年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号のア中「幼稚園」の次に「、幼保連携型認定こども園」を、「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

(長野県文化会館管理規則の一部改正)

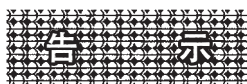
第3条 長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「幼稚園」を「幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所」に、「及び」を「、中等教育学校及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

文化政策課



### 長野県告示第439号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
イオン薬局佐久平店	長野県佐久市佐久平駅南11-10	福田正晴	渡辺将之	平成27年8月1日
有限会社ヤジマ薬局	長野県茅野市ちの3502-1	矢島正士	矢島建紀	平成27年6月30日

地域福祉課

### 長野県告示第440号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を再開する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	再開年月日
有限会社イケダ薬局	長野県上田市中央2-6-5	平成27年8月4日

地域福祉課

### 長野県告示第441号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
平林矯正歯科	長野県松本市新村548	平成27年6月30日
井口内科医院	長野県松本市村井町南2-8-22	平成27年7月31日
あいこう堂薬局	長野県千曲市戸倉2153-1	平成27年7月31日

地域福祉課

## 長野県告示第442号

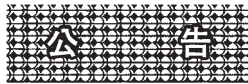
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成27年9月18日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
小諸市職員共済会	小諸市相生町3-3	小諸市役所売店 小諸市相生町3-3

会計課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日  
平成27年9月15日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人うえだミックススポーツクラブ
- 代表者の氏名  
荒川 玲子
- 主たる事務所の所在地  
上田市本郷752-2
- 定款に記載された目的

この法人は、～スポーツで人と地域社会がしあわせになること～を目的とし、「スポーツ振興」、「生涯スポーツ社会実現」、「健やかな心身の育成」のため、様々な人や組織と連携し、共に考え行動しながら社会の問題解決を目指していく。また、スポーツを通じて、人間性、社会性、経済性の面で調和のとれた健全で豊かな生活を営み、更には地域活性化の一助となる活動になることを目指す。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し

ます。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日  
平成27年9月16日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県国際交流センター
- 代表者の氏名  
西野 英雄
- 主たる事務所の所在地  
長野市三輪7丁目8番17号
- 定款に記載された目的  
この法人は、長野市ならびに周辺の地域に居住する外国籍の人たちの自立支援と、一般市民・団体との交流・協力活動を推進し、豊かな多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日  
平成27年9月14日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人信州自然再生フォーラム
- 代表者の氏名  
宮林 健治
- 主たる事務所の所在地  
安曇野市穂高1264番地
- 定款に記載された目的

この法人は、産・学・官・民など多様な主体の参加と連携により先進的な技術と伝統的な技術、知的資源、科学的な知見を活用して、信州の河川、湖沼、里地、里山、田園、都市、森林、その他地域における自然環境の保全、再生、創出、維持管理に係る事業を行い、人と自然の絆の再生、地域環境および地球環境の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

県営柳原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをす